

愛媛県福祉サービス第三者評価機関認証要領

(目的)

第1条 この要領は、愛媛県福祉サービス第三者評価事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条の規定に基づき、福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）の認証に必要な事項を定めることにより、福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という。）の信頼性、透明性を確保することを目的とする。

(認証基準)

第2条 評価機関の認証基準は、次に掲げる各号とする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 福祉サービスを提供していないこと（ただし、社会福祉法第2条第3項第12号に規定する福祉サービス利用援助事業及び同項第13号に規定する連絡又は助成を行う事業を除く。）。
- (3) 次のいずれかに該当するサービス事業者の評価を行わないこと。ただし、ア又はイの場合において、評価機関が外部の委員で構成する第三者性を有した評価委員会を設置し、評価結果を決定するに当たって、評価結果についてあらかじめ当該委員会の承認を得ることとしている場合にはこの限りではない。
 - ア 評価機関の会員等のうち、サービス事業者及びそれを経営する者が会員等の半数を超えている場合に、会員等となっているサービス事業者
 - イ 評価機関の代表者や理事、役員等が関係するサービス事業者
 - ウ 評価機関が関係するサービス事業者
- (4) 評価調査者に関し、次の要件を満たすこと。
 - ア 次のいずれかに該当する評価調査者をそれぞれ1人以上設置すること。
 - (ア) 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
 - (イ) 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
 - イ 評価調査者は、県が実施する評価調査者養成研修（他の都道府県で第三者評価機関の認証を受け、県の評価機関としても認証を受けようとする第三者評価機関にあっては、県が実施する評価調査者養成研修と同等の内容と認められるものを含む。）又は全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修会若しくは社会的養護関係施設（児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設をいう。以下同じ）評価調査者養成研修を修了していること。
 - ウ 評価調査者に対して、定期的な研修機会を確保すること。
 - エ 一件の第三者評価に2人以上（アの（ア）又は（イ）の双方を含む。）の評価調査者が一貫してあたること。
 - オ 評価調査者は、自らが関係する事業所の第三者評価は行わないこと。
- (5) 事業内容に関する透明性を確保するために、以下の規程等を整備し、公開していること。
 - ア 所属する評価調査者一覧（前号の資格、主な経歴及び研修の修了状況等を記載したもの。なお、氏名については公開しないこともできる。）
 - イ 事業内容等に関する規程
 - ウ 第三者評価の手法

- エ 守秘義務に関する規程
- オ 倫理規程
- カ 料金表
- キ 第三者評価の実績

(6) 第三者評価を受けた事業所等からの苦情等への対応体制を整備していること。

(7) 愛媛県内に事務所を有すること。ただし、他の都道府県で第三者評価機関の認証を受け、県の評価機関としても認証を受けようとする第三者評価機関については、この限りではない。

(認証の申請及び更新申請)

第3条 評価機関として認証又は更新を受けようとする法人は、「福祉サービス第三者評価機関認証申請書」(様式第1号)に必要な書類を添付して、県に申請を行うこと。

2 社会的養護関係施設に係る第三者評価事業を実施する評価機関については、全国社会福祉協議会に対して認証申請又は認証更新申請を行うものとする。

3 質の高い第三者評価機関の確保のため、愛媛県で認証を受けている評価機関については、他の都道府県推進組織においても認証を行うことが望ましい。

(認証)

第4条 県は、前条の認証申請があったときは、第2条に規定する認証基準に基づく審査を行い、その要件を満たす場合には、これを認証する。なお、認証に当たっては、あらかじめ愛媛県福祉サービス第三者評価事業推進委員会(以下「推進委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

2 県は、評価機関を認証した場合又は認証しなかった場合は、決定後、速やかにその旨を申請者に通知する。

(認証の有効期間)

第5条 認証の有効期間は、3年間とする。ただし、他の都道府県で認証を受けた第三者評価機関については、他の都道府県の認証期間の末日又は認証を取り消された日までとする。

(認証の更新)

第6条 社会的養護関係施設第三者評価機関を除き、認証の更新を行う日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数(社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。以下同じ。)が10件以上の場合にあっては、当該第三者評価機関に所属する評価調査者が全国社会福祉協議会又は県が行う更新時研修を受講するよう努めなければならないものとし、当該評価件数が10件未満の場合にあっては、当該更新を行う年度中に、当該更新時研修を必ず受講しなければならないものとする。また、第8条第1項に規定するいずれかに該当する場合には、更新は行わないものとする。

(変更又は廃止)

第7条 評価機関は、第3条で規定する申請書に記載する事項及び申請書に添付した書類の内容に変更が生じた場合には、変更の事由が発生した日から30日以内に、「福祉サービス第三者評価機関申請内容変更届」(様式第2号)に必要な書類を添付して、県に届け

出るものとする。

- 2 評価機関は、事業を廃止した場合には、廃止の日から30日以内に、「福祉サービス第三者評価機関廃止届」（様式第3号）に必要な書類を添付して、県に届け出るものとする。

（認証の取消）

第8条 県は、評価機関が次のいずれかに該当することとなった場合には、当該機関の認証を取り消すことができる。なお、県は、評価機関の認証を取り消すときは、あらかじめ推進委員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 第2条に規定する認証基準のいずれか一つが欠けた場合
- (2) 原則として過去3年間、事業実績がない場合
- (3) 原則として第6条に規定する更新時研修を受講しなければならないにもかかわらず受講しない場合
- (4) 第10条に規定する事業報告又は県への協力を行わない場合
- (5) 次に掲げる不正な行為が行われた場合
 - ア 第三者評価を行った事業者から評価料金とは別に金品を受け取ること。
 - イ 守秘義務に違反すること。
 - ウ サービス利用者や事業者等の人権を侵害すること。
 - エ 法令に違反すること。
 - オ その他社会通念上不正と認められる行為をすること。

- 2 県は、評価機関の認証を取り消したときは、決定後、速やかにその旨を当該機関へ通知する。

（認証した評価機関等の公表）

第9条 県は、第4条の規定に基づき評価機関を認証したときは、県ホームページで公表するとともに、当該評価機関の情報をWAMNETに掲載する。

- 2 県は、前条第1項の規定に基づき評価機関の認証を取り消したときは、県ホームページで公表するとともに、WAMNETに掲載した当該評価機関の情報を削除する。

（事業報告等）

第10条 評価機関は、毎事業年度終了後1月以内に、県に対し、「福祉サービス第三者評価事業実績報告書」（様式第4号）により、第三者評価事業の実績を報告しなければならない。

- 2 評価機関は、県が実施する第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査及び指導等に協力するものとする。

（不服申し立て）

第11条 第8条第1項の規定に基づく処分を受け、その処分に不服がある者は、当該処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、書面により異議を申し立てることができる。

（その他）

第12条 この要領の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年11月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月16日から施行する。